

(一財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリートピック (2016年 3月)

【働く親が無料保育サービスを利用できる時間が拡大へ ～ 親の就労を条件に週 30 時間に倍増】

要旨

- ・ 2016年3月に制定された新法によって、イングランドにおいて、親が働いている場合、3、4歳児が無料で保育サービスを受けられる時間が週15時間から週30時間に増えることになった。
- ・ 週30時間の無料保育サービスを利用するための条件は、両親ともに就労していること（片親家庭の場合は片親が就労していること）、収入が政府が定めた範囲内であることである。
- ・ イングランド全土での制度改正は2017年9月からであるが、2016年9月より、一部の地方自治体で、試験的に新制度が実施される。

2016年3月、「2016年チャイルドケア法 (Childcare Act 2016)」が国会で成立し、女王の裁可を受けた¹。これにより、イングランドにおいて、親が働いている場合、3、4歳の子供が無料で保育サービス (childcare) を受けられる時間が、現制度の2倍にあたる週30時間に増えることになった。

イングランドでは、2006年に成立した「2006年チャイルドケア法 (Childcare Act 2006)」²で、働く親または就労するため教育や訓練を受けている親のニーズを満たすため、地域での十分な保育サービスの提供を確保する義務が地方自治体に課せられた。地方自治体がこの義務を遂行するうえで、保育サービスの提供者が地方自治体であるかまたはその他の団体であるかは要件とされないと規定された。さらに、地方自治体は、地域の保育サービスが十分であるかどうかを判断するにあたって、低所得世帯の親及び障害児の親のニーズを考慮に入れなければならないと定められた。

これに加えて、同法は、イングランドの地方自治体に対し、地域で保育サービスが無料で提供されることを確保することを義務付けた。この規定に従って地方自治体が確保することを義務付けられる無料保育サービスの時間数や対象となる子供の年齢などは、二次立法で規定すると定めた。

¹<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/5/enacted>

²<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/21/contents>

2006 年法の同規定のもと、現行制度では、親の就労の有無や収入に関わりなく、全ての 3、4 歳児に対し、1 年のうち少なくとも 38 週間の間、計 570 時間の無料保育サービスが提供されるよう確保することがイングランドの地方自治体に義務付けられている。2 歳児についても、親が所得補助手当や失業手当等を受給している場合は、3、4 歳児と同じ時間数の無料保育サービスを受けることができる。政府のウェブサイト³によると、現在、この制度の対象となる子供を持つ親は、一般的に、年 38 週間、週 15 時間ずつ、無料保育サービスを利用している。

同じく政府のウェブサイト⁴によると、この制度を利用して無料の保育サービスを受けることができる場所は、あらゆる種類の⁵ナーサリー (nursery)、ナーサリー・クラス (nursery class)、プレイグループ (playgroup)、プレ・スクール (pre-school)、シュア・スタート・チルドレン・センター (Sure Start Children Centre) ⁶である。チャイルドマインダー (childminder) を利用した場合もこの制度を使うことができる。

週 30 時間の無料保育は両親とも働いていることなどが条件

現在の与党である保守党は、親が働いている場合、3、4 歳の子供が無料で保育サービスを受けることができる時間を週 30 時間に倍増するという今回の制度改正を、2015 年 5 月の総選挙で公約していた。今回制定された新法は、地方自治体ではなく国務大臣に対し、二次立法で規定される定義に当てはまる子供に、年 38 週間、週 30 時間の（またはこれに相当する時間数の）無料保育サービスが提供されるよう確保することを義務付けている（二次立法で規定される定義に当てはまらない子供については、現行制度のまま）。二次立法はまだ制定されていないが、政府の発表⁷によると、この制度改正の対象となるのは、親が働いている 3、4 歳の子供であり、下記の条件の両方を満たす必要がある。

- ・ 両親が共に働いている。片親家庭の場合は片親が働いている。
- ・ 両親それぞれの（片親家庭の場合は片親の）週当たりの収入が、全国生活賃金（24

³<https://www.gov.uk/help-with-childcare-costs/free-childcare-and-education-for-2-to-4-year-olds>

⁴<https://www.gov.uk/help-with-childcare-costs/free-childcare-and-education-for-2-to-4-year-olds>

⁵ 公立、私立またはボランティアセクターの団体が運営するものなど、あらゆる運営形態の施設を含むとの意。

⁶ シュア・スタートは、1990 年代後半に労働党政権が始めた子育て支援政策で、シュア・スタート・チルドレン・センターは、この政策のもと各地に設置された子育て支援施設である。

⁷<https://www.gov.uk/government/news/thousands-of-parents-benefit-from-30-hours-free-childcare-early>

歳以下の場合には法定最低賃金)⁸の16時間分の賃金を超え、かつ、年収が10万ポンドを超えない。

イングランド全土での制度改正は2017年9月に行われるが、これより1年早く、2016年9月から、一部の地域で、試験的に新制度が実施される。2016年2月初旬にサム・ジマー保育・教育担当政務次官が発表した⁹ところによると、新制度の試験的实施に参加する地方自治体は、ウィーガン市、スタッフォードシャー県、スウィンドン市、ポーツマス市、ノーサンバーランド市、ヨーク市、ロンドン・ニューアム区、ハートフォードシャー県である。

さらに、可能な限り多くの親が保育サービスを利用できるようにするための革新的な方法を探ることを目的として、イングランド内のその他の25の地方自治体がパイロット自治体選ばれた。これらの地方自治体は、特別な教育的ニーズ (Special Educational Needs、SEN) を持つ子供や障害児への保育サービスの提供、保育サービスの柔軟性及びアベイラビリティ (利用したい時に利用可能であること)、子供を持つ親の就労の支援といった点に焦点を当てた試みを行う。

2017年9月のイングランド全土での制度改正では、これらの地方自治体の経験が反映されることになる。なお、ジマー保育・教育担当政務次官が2015年8月に明らかにしたところによると、現制度下での無料保育サービスの利用率は、4歳児で99%、3歳児で94%となっている¹⁰。

⁸ 英国では、1999年から法定最低賃金が導入されている。これに加え、現保守党政権は、2016/17年度より、25歳以上の被雇用者に適用される法定の最低賃金として、新たに「全国生活賃金(National Living Wage)」を導入する。

⁹ <https://www.gov.uk/government/news/thousands-of-parents-benefit-from-30-hours-free-childcare-early>

¹⁰ <https://www.gov.uk/government/news/a-year-until-first-working-parents-receive-doubled-free-childcare>